



福岡医発第 3370 号 (地)
令和 7 年 3 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 21)」の送付について

今般、厚生労働省より疑義解釈が発出されましたので、別添のとおりお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和 6 年度診療報酬改定について」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/R6sinryohosyu.html)に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

《参考：令和 6 年度診療報酬改定関連ホームページ》

- ・ 日本医師会 (会員限定メンバーズルーム)

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>

- ・ 福岡県医師会 (会員限定)

https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/R6sinryohosyu.html

- ・ 九州厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/iryo_shido/r06_shinryohoshu.html



日医発第2168号（保険）
令和 7 年 3 月 21 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

疑義解釈資料の送付について（その 21）

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、令和 6 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 21）」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

<添付資料>

疑義解釈資料の送付について（その 21）

（令 7.3.18 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

日医発第2168号（保険）
令和 7 年 3 月 21 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

疑義解釈資料の送付について（その 21）

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、令和 6 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 21）」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

<添付資料>

疑義解釈資料の送付について（その 21）

（令 7.3.18 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和7年3月18日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その21）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料】

問 1 「B 0 0 9」の注 18 検査・画像情報提供加算及び「B 0 0 9－2」電子的診療情報評価料について、電子カルテ情報共有サービスを通じて検査結果及び画像情報等を送受、活用した場合、算定可能か。可能な場合、検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準に係る届出様式はどのように記載すべきか。

(答) 他の要件を満たしている場合には算定可能。

届出様式について、「2」は「イ) 電子的な方法による送受を実施する」、「4」は「イ) 電子的な診療情報提供書に添付して送受信」を選択し、「5」には「全国医療情報プラットフォーム」と、「7」には事務局名として「厚生労働省」、事務局所在地として「東京都千代田区霞が関 1－2－2 中央合同庁舎第 5 号館」と、「8」にはチャンネル・セキュリティとして「公衆網」、オブジェクト・セキュリティとして「SSL/TLS」と記載すること。

また、「6」には実際に診療情報を送受する医療機関名を記載すること。「10」のストレージ機能については「無」として差し支えない。

【遺伝学的検査】

問 2 「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」(平成 26 年 11 月 12 日付け健発 1112 第 1 号厚生労働省健康局長通知)が改正され、筋萎縮性側索硬化症(ALS)に対する核酸医薬品であるトフェルセンの投与に当たっては、「遺伝子検査において、SOD1 遺伝子変異を確認することが必須である」とされたが、同薬の処方の際に、治療方針の決定を目的として遺伝子検査を行った場合、「D 0 0 6－4」遺伝学的検査の「2 処理が複雑なもの」を算定することができるか。

(答) 算定できる。

【骨移植術】

問 3 「K 0 5 9」骨移植術(軟骨移植術を含む。)について、骨移植部位に自家骨のみを使用し、採骨部位に人工骨を使用した場合に、骨移植術(軟骨移植術を含む。)の「3」の「ロ」を算定可能か。

(答) 算定可能。

(別添2)

訪問看護療養費関係

【訪問看護管理療養費】

問1 「02」訪問看護管理療養費の注12「専門管理加算」のロについて、「主治医から交付された手順書について、主治医と共に、利用者の状態に応じて手順書の妥当性を検討すること」とされているが、当該検討を行うまでの間は、訪問看護療養費明細書の「直近見直し年月日」の項目には何を記載すればよいか。

(答) 検討を行うまでの間は、当該項目の記載がなくても差し支えない。

事 務 連 絡
令和7年3月18日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その21）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料】

問 1 「B 0 0 9」の注 18 検査・画像情報提供加算及び「B 0 0 9－2」電子的診療情報評価料について、電子カルテ情報共有サービスを通じて検査結果及び画像情報等を送受、活用した場合、算定可能か。可能な場合、検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準に係る届出様式はどのように記載すべきか。

(答) 他の要件を満たしている場合には算定可能。

届出様式について、「2」は「イ) 電子的な方法による送受を実施する」、「4」は「イ) 電子的な診療情報提供書に添付して送受信」を選択し、「5」には「全国医療情報プラットフォーム」と、「7」には事務局名として「厚生労働省」、事務局所在地として「東京都千代田区霞が関 1－2－2 中央合同庁舎第 5 号館」と、「8」にはチャンネル・セキュリティとして「公衆網」、オブジェクト・セキュリティとして「SSL/TLS」と記載すること。

また、「6」には実際に診療情報を送受する医療機関名を記載すること。「10」のストレージ機能については「無」として差し支えない。

【遺伝学的検査】

問 2 「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」(平成 26 年 11 月 12 日付け健発 1112 第 1 号厚生労働省健康局長通知)が改正され、筋萎縮性側索硬化症(ALS)に対する核酸医薬品であるトフェルセンの投与に当たっては、「遺伝子検査において、SOD1 遺伝子変異を確認することが必須である」とされたが、同薬の処方の際に、治療方針の決定を目的として遺伝子検査を行った場合、「D 0 0 6－4」遺伝学的検査の「2 処理が複雑なもの」を算定することができるか。

(答) 算定できる。

【骨移植術】

問 3 「K 0 5 9」骨移植術(軟骨移植術を含む。)について、骨移植部位に自家骨のみを使用し、採骨部位に人工骨を使用した場合に、骨移植術(軟骨移植術を含む。)の「3」の「ロ」を算定可能か。

(答) 算定可能。

(別添 2)

訪問看護療養費関係

【訪問看護管理療養費】

問 1 「02」訪問看護管理療養費の注 12「専門管理加算」のロについて、「主治医から交付された手順書について、主治医と共に、利用者の状態に応じて手順書の妥当性を検討すること」とされているが、当該検討を行うまでの間は、訪問看護療養費明細書の「直近見直し年月日」の項目には何を記載すればよいか。

(答) 検討を行うまでの間は、当該項目の記載がなくても差し支えない。